

〔軸ダンパ締結構造変更に伴う「締結ナットの緩み事象」に関する申し入れ〕について業務委員会を開催。

12月6日、「申」第20号〔軸ダンパ締結構造変更に伴う「締結ナットの緩み事象」に関する申し入れ〕（2013年10月31日申し入れ）について業務委員会を開催しました。

業務委員会の冒頭、今回の業務委員会に関する組合側委員の勤務手配が、当日の出勤点呼の直前まで行われなかったことに対する会社の認識を問うとともに、12月10日支給の期末手当において、またしても繰り返された東海労組合員に対する減率適用に強く抗議しました。

組合側委員に対する勤務手配について

組合：本日、出勤点呼の9分前まで業務委員会に向けた勤務手配が行われていなかった。

このことに対する会社の認識を問う。

会社：当日に勤務指定しており問題はない。

組合：これまでこの様な扱いを受けたことはない。手配等、指示が変わったのか。

会社：手配はしている。幹事間で確認後、勤務が入っていなければ現場で確認してもらってかまわない。

組合：現場に集団的労使関係はない、というのが会社の考えではないのか。

会社：確認してもらってかまわない。

組合：現場で集団的労使関係について確認してもかまわないことを確認する。

東海労組合員に対する減率適用について

組合：たび重なる東海労組合員に対する期末手当の減率適用に強く抗議すると共に、二度と不当な減率適用を行わないよう申し入れる。

会社：そのようなことを取り扱う場ではない。苦情処理会議で行う。公正公平に行っている。

組合：二度とするな。本人が聞いたら現場で全ての理由を説明しろ。

会社：公正公平に行っている。

組合：納得できない。組合として申し入れ等を含め対応を検討する。

《会社回答》

1. 今回の事象についても労働組合に対する説明等が一切なかった。またしても繰り返された新幹線電車の安全軽視・労働組合軽視に強く抗議する。

【回答】 協約に基づいて適切に対応している。なお、安全な車両を提供するために検修を実施しているものであり、また当該事象については関係する社員には周知し必要な対策等を実施しているところである。

2. 「軸ダンパ締結ナットの緩み事象」は、新幹線電車の安全に影響しないのか明らかにすること。また同事象に対する会社の評価を明らかにすること。

【回答】 当該事象については問題認識は持っているものの、日々の検修業務や必要な対策を講じることにより安全は担保されており、安全上問題ないと考えている。

3. 今回、大交両で指示が出された「軸ダンパ締結ナットに緩みがないことを確認する作業」の発端となった事象を具体的に明らかにすること。

【回答】 Z編成の交番検査において一部の軸ダンパ締結ナットに緩みが発見されたものである。

4. 大交両「技術連絡25-75」によると、本年3月末に変更を連絡した「軸ダンパ締結構造の変更」で使用するよう指定していた締結ナットを変更するとしているが、締結ナットを以前から使用していたキャスルナットから通常のナットに変更したことが今回の「軸ダンパ締結ナットの緩み」事象の原因なのか明らかにすること。

【回答】 原因は調査中である。

5. 軸ダンパ締結ナットをキャスルナットから通常のナットに変更した理由を明らかにすること。

【回答】 信頼性向上のためである。

6. 軸ダンパ締結ナットを、以前から使用しており信頼性の高いキャスルナットに戻すこと。

【回答】 そのような考えはない。より信頼性を向上させるため、軸ダンパの締結ナットの変更を行う。

7. 現在行っている「軸ダンパ締結ナットに緩みがないことを確認する作業」は、暫定的な施策なのか恒常的な施策なのか明らかにすること。

【回答】 軸ダンパの締結の確認は通常の検査項目として指定されているものであり、今回特に入念に点検を行う事としたものである。なお、点検終了の指示があるまで同作業を実施すること。

8. 「軸ダンパ締結ナットに緩みがないことを確認する作業」開始以降に発見された「緩み事象」があるのか具体的に明らかにすること。

【回答】明らかにする考えはない。

9. 「軸ダンパ締結ナットの緩み事象」に対する対策は、新たに変更されたナットへの交換が済むまでの間は、「軸ダンパ締結ナットに緩みがないことを確認する作業」だけなのか明らかにすること。

【回答】当面、同作業を行うことで安全を担保していく。

10. 対策等を施工するにあたっては、現場社員の負担が増大しないよう十分な配慮をとること。

【回答】作業量については適切に指示する。

《若干のやり取り》

組合：軸ダンパの締結ナットは緩んでも大丈夫なのか。

会社：2番の回答の通りである。設計上、起こりえない事象である。

組合：設計上は起こりえないかもしれないが、実際に緩んでいた。

1項、2項について

組合：いつもの決まり文句が出ているが、関係する社員に私は当たらないのか。

会社：情報を共有し判断を必要とする社員には周知している。

組合：今回の事象について必要な社員とは誰なのか。

会社：関係する社員、内勤、技術等の社員には周知している。

組合：軸ダンパの締結ナット緩み事象の確認作業を行っているのは交検だけではないのか。

会社：確認作業は交検だけではない。

組合：合いマーク確認は仕業検査ではしていない。問題が発生しているから交検でやっているのである。

会社：通常行っている軸ダンパの触手や正しい検査をしていれば確認できることであるが、より確実に分かるように検査方法を明確にした。

組合：大阪の交番検査で発見されたもののうち、何件かは触手でもわかるくらいナットがユルユルな状態で発見されている。脱落防止のピンでようやく止まっていた。この様な状況は安全でない。触手等の検査では発見できない、完全に緩む前に発見するために合マークの確認を行っていると考ええる。緩むと危険という認識があったのか。

会社：危険認識はない。2番の回答の通り。

3項について

組合：発端となったところはどこか。大阪では聞いていない。

会社：大阪ではない、東京である。

組合：いつ頃見つかったのか。

会社：対策は10月頃だったので、9月頃である。

4項について

組合：原因は調査中となっているが現在、対策としてナットの変更をしているのではないか。原因も特定できていないのに対策ができるのか。

会社：原因は調査中となっているが、ナットの製造、品質に問題があったのではと考えている。ナットのできばえ、品質、あまりよろしくなかったと推定している。

組合：緩んだナットは一種のナットで、変更のナットが二種だがどう違うのか。

会社：結論としては、二種にすることによって信頼性があがるので変更した。

組合：両面を面取りしたのが二種で片面が一種の認識であるが、どう違うのか。

会社：二種の両面が面取りのナットがよりしっかり締結できる。

組合：二種のナットは、接触する面の当たりを良くするためのものではなく、腐食防止等で両面を仕上げているのではないのか。「二種のナットで緩まなくなるのか」といった声が現場ではあがっている。

会社：製造、品質に問題があったという認識であり、品質を良くするために二種に変更した。

組合：現場では緩んだナットはテーパのついたナットと聞いているが。

会社：認識はない。

組合：テーパのついたナットでは、おねじとめねじの接触面にズレが生じて締結力が弱かったのではないか。

会社：細かい考え方は分からないが、今回は二種ナットを採用したものである。

5項について

組合：キャスルナットはこの間何の問題もなかったのに今回、通常ナットに変更したのはなぜか。

会社：キャスルナットは割ピンを入れるために、ナットの位置を調整しないと行けないが、今回は適正なトルク管理を重視することによる信頼性向上のために通常ナットとしたものである。

6項について

組合：キャスルナットなら緩まない。緩んだ事があるのか。

会社：キャスルナットは緩まないナットである。

組合：台車周りは安全の担保が一重系であり、ナットは緩まないのが安全担保に大事である。以前、軸ダンパの締結ナットを覆っているゴムキャップに浸水があり、軸ダンパのおねじ部が腐って軸ダンパが締結されていない事象があり、その後、この対策としてゴムキャップを外してキャスルナットのまま走行試験していた。しかし、今回施工された対策ではキャスルナットから通常ナットに変更となり、

結果として緩み事象が発生した。

会社：会社としてもより品質を高めるために通常ナットにしたが、品質に問題があった。

組合：一種から二種に変更したが、また緩むのではないか。現場は頭から信用してない。

会社：当然これでいいという判断である。

組合：300系の軸ダンパのように周り止めを入れる等は出来ないのか。いくつか対応を考えたかどうか。

会社：時代と共によりよくなっている。

組合：起こるはずもない事象が発生しているのである。

会社：何でトルク管理しているのかである。想像で議論しても仕方ない。

組合：今の対策で、これで緩んだらどうするのか。

会社：発想が違う。仮にあったとしてもちゃんと考えていく。

7項について

組合：時期的にはいつ頃までやるのか。

会社：次々に入れていくが、ナットの生産等との関係でいつまでとははっきりしないが、出来るだけ早く行う。

組合：目処が立った時点で現場に周知すること。

会社：指示があるまで、である。

8項について

組合：結構見つかっているのではないか。

会社：そういう事象を含めてきっちり管理している。

組合：10月9日以降あったのか。

会社：1件だろが複数であろうが会社として取るべき対応は一緒である。

9項について

組合：交検施工時のみなのか。

会社：交検施工時だけである。

組合：仕業検査まで広げることはないのか。

会社：状況によっても変わってくるかもしれないが、今の時点ではない。

以上